

土木関係建設コンサルタント業務の総合評価方式による競争入札について 新旧対照表

新_令和6年4月

旧_令和5年9月

II 総合評価方式の手続きについて

総合評価方式を適用する業務においては、入札参加者の当該業務の品質確保に対する技術的能力を評価するための資料（技術提案資料）を作成し、提出していただく必要があります。

型式ごとに技術評価に必要な資料（技術提案資料（評価項目））が異なりますので、現場説明書等を十分に確認して、提出資料の漏れや記載ミスなどがないようにご注意ください。

2 評価項目

総合評価方式の型式別の評価項目は原則として次表の項目を対象とします。評価項目の中には、個別業務ごとに設定する項目や評価対象が変わるものがありますので注意してください。

3 評価基準

(3) 実施方針等（簡易型、標準型に適用）

「実施方針等」については、発注者が設計図書（共通仕様書、特記仕様書等を含む）で示す業務目的や設計条件、業務内容等に基づき、業務を履行する上で入札参加者が適切で確実な履行を行う能力を有しているかを確認するものであり、当該業務の目的、条件、内容の理解度や、業務手順を示す実施フローの妥当性、業務量の把握を示す工程計画の妥当性について評価します。

評価の細目		評価基準	評価点	備考
実施方針等	業務の目的、条件、内容の理解度	a. 業務の目的、条件、内容が記載されている場合に評価する。ただし記載内容が不適切である場合は欠格とする b. 業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 c. 作成された資料が的確でよくまとまっており、業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 d. 設計図書に記載されていない条件を設定している場合など、記載が的確でない場合は評価を減ずる。	10 ～ 0	
	実施フローの妥当性	a. 実施方針、実施フローの記載がある場合に評価する。ただし実施フローが不適切である場合は欠格とする。 b. 内容が明瞭で分かりやすく、業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 c. 実施方針、実施フローが的確で作成された資料がよくまとまっており、妥当性が高い場合に優位に評価する。 d. 実施方針評価を減じた内容が実施フローに反映されている場合は評価を減ずる。	5 ～ 0	
	工程計画の妥当性	a. 工程表の記載がある場合に評価する。ただし工程計画が不適切である場合は欠格とする b. 内容が具体的であり、業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。 c. 工程表に必要な実施項目が的確に記載され、業務量に見合った工程計画となっており、妥当性が高い場合に優位に評価する。 d. 実施方針評価を減じた内容が工程表に反映されている場合は評価を減ずる。	5 ～ 0	
評価点の最大計			20	

※注意事項

- ①「本説明書の設計図面及び業務委託共通仕様書等に示された実施方法に従って履行する。」という記述は認めない。
- ②業務委託共通仕様書等に示された実施方法に従った履行であっても、当該業務の特徴等を踏まえ、具体的に記述すること。
なお、業務委託共通仕様書等の当該箇所の転記や条項の引用は、差し支えない。
- ③発注者が設計図書で示す業務の仕様を超える提案があった場合、その提案は認めるが、それをもって優位な評価は行わない。

II 総合評価方式の手続きについて

総合評価方式を適用する工事においては、入札者の当該工事の品質確保に対する技術的能力を評価するための資料（技術提案資料）を作成し、提出していただく必要があります。

型式ごとに技術評価に必要な資料（技術提案資料（評価項目））が異なりますので、入札公告等を十分に確認して、提出資料の漏れや記載ミスなどがないようにご注意ください。

2 評価項目

総合評価方式の型式別の評価項目は原則として次表の項目を対象とします。評価項目の中には、業務ごとに設定する項目や評価対象が変わるものがありますので注意してください。

3 評価基準

(3) 実施方針等（簡易型、標準型に適用）

「実施方針等」については、発注者が設計図書（共通仕様書、特記仕様書等を含む）で示す業務の実施方法にのっとり履行する上で、入札参加者が適切で確実な履行を行う能力を有しているかを確認するものであり、当該業務の目的、条件、内容の理解度や、業務手順を示す実施フローの妥当性、業務量の把握を示す工程計画の妥当性について評価します。

評価の細目		評価基準	評価点	備考
実施方針等	業務の目的、条件、内容の理解度	a. 業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。ただし記載内容が不適切である場合は欠格とする b. 業務の目的、条件、内容が記載されている場合に評価する。 c. 作成された資料が的確でよくまとまっており、業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 d. 設計図書に記載されていない条件を設定している場合など、記載が的確でない場合は評価を減ずる。	10 ～ 0	
	実施フローの妥当性	a. 業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。ただし実施フローが不適切である場合は欠格とする b. 実施方針、業務フローの記載があり、内容が明瞭で分かりやすい場合に評価する。 c. 実施方針、実施フローが的確で作成された資料がよくまとまっており、妥当性が高い場合に優位に評価する。 d. 実施方針で評価を減じた内容が、実施フローに反映されている場合は評価を減ずる。	5 ～ 0	
	工程計画の妥当性	a. 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。ただし工程計画が不適切である場合は欠格とする b. 工程表の記載があり、内容が具体的である場合に評価する。 c. 工程表に実施項目が的確に記載され、業務量に見合った工程計画となっており、妥当性が高い場合に優位に評価する。 d. 実施方針で評価を減じた内容が、工程表に反映されている場合は評価を減ずる。	5 ～ 0	
評価点の最大計			20	

※注意事項

- ①「本説明書の設計図面及び業務委託共通仕様書等に示された実施方法に従って履行する。」という記述は認めない。
- ②業務委託共通仕様書等に示された実施方法に従った履行であっても、当該業務の特徴等を踏まえ、具体的に記述すること。
なお、業務委託共通仕様書等の当該箇所の転記や条項の引用は、差し支えないとするが、一般的な記述にとどまっている場合は加算しない。

土木関係建設コンサルタント業務の総合評価方式による競争入札について 新旧対照表

新_令和6年4月

旧_令和5年9月

(4) 技術提案 (標準型に適用)

「技術提案」については、業務内容に応じて発注者が示す評価テーマに対する技術提案を**入札参加者**に求め、その提案が、業務の特徴を踏まえ、的確性及び実現性に優れた提案であるかどうかを評価するもので、評価テーマは、「地形」、「環境」、「地域特性」等に関して、業務ごとに設定します。

(4) 技術提案 (標準型に適用)

「技術提案」については、業務内容に応じて発注者が示す評価テーマに対する技術提案を各企業に求め、その提案が、業務の特徴を踏まえ、的確性及び実現性に優れた提案であるかどうかを評価するものであり、評価テーマは、「地形」、「環境」、「地域特性」等に関して、業務ごとに設定します。

Ⅲ 技術提案資料の作成の際の留意事項等について

1 技術提案資料作成の際の留意事項

技術提案資料の作成にあたっては、次表に留意して作成してください。

ただし、特殊な業務等、業務の内容によっては、評価対象の内容を変更する場合がありますので、発注時の設計図書の留意事項に従ってください。

Ⅲ 技術提案資料の作成の際の留意事項等について

1 技術提案資料作成の際の留意事項

技術提案資料の作成にあたっては、次表に留意して作成してください。

(1) 企業評価

①企業の技術的能力

項目	留意事項	様式
過去10年間の同種業務の実績の有無	a. 評価対象とする業務実績は、山口県土木建築部、農林水産部及び山口県企業局又は国土交通省中国地方整備局発注の土木関係建設コンサルタント業務で指名通知日の10年前の日が属する年度の4月1日から指名通知日までに引き渡しが完了した業務の実績として記載すること。 b. 実績の確認のため、テクリスの完了登録の内容確認書の写しを添付すること。なお、様式にテクリス登録番号を記載した場合は、テクリスに係る資料の添付を省略できる。ただし、テクリスでは内容が確実に判断できない場合は、発注機関が発行する発注証明や委託契約書の写しを添付することで替えることができる。 c. 共同企業体で実施した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わないが、共同企業体の実績は、出資比率20%以上のものを対象とするため、共同企業体協定書の写しを添付すること。ただし、テクリスに登録し、共同企業体の構成員、出資比率が確認できる場合は、テクリスの写しを添付することで替えることができる。 d. 様式の「委託料の額」には、共同企業体の場合は全体の委託料の額を記載すること。 e. 様式の「受注形態」には、単体又は〇〇・□□JV（出資比率〇〇%）と記載すること。 f. 様式の「業務概要」には、評価基準に該当する業務であることが確認できるように記載すること。 g. 共同企業体を対象として発注する業務においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。	3

(1) 企業評価

①企業の技術的能力

項目	留意事項	様式
過去10年間の同種業務の実績の有無	a. 評価対象とする業務実績は、山口県土木建築部、農林水産部及び山口県企業局又は国土交通省中国地方整備局発注の土木関係建設コンサルタント業務で指名通知日の10年前の日が属する年度の4月1日から指名通知日までに引き渡しが完了した業務の実績として記載すること。 b. 実績の確認のため、テクリスの竣工登録の内容確認書の写しを添付すること。ただし、テクリスでは内容が確実に判断できない場合は、発注機関が発行する発注証明や委託契約書の写しを添付することで替えることができる。 c. 共同企業体で実施した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わないが、共同企業体の実績は、出資比率20%以上のものを対象とするため、共同企業体協定書の写しを添付すること。ただし、テクリスに登録し、共同企業体の構成員、出資比率が確認できる場合は、テクリスの写しを添付することで替えることができる。 d. 様式の「委託料の額」には、共同企業体の場合は全体の委託料の額を記載すること。 e. 様式の「受注形態」には、単体又は〇〇・□□JV（出資比率〇〇%）と記載すること。 f. 様式の「業務概要」には、評価基準に該当する業務であることが確認できるように記載すること。 g. 共同企業体を対象として発注する業務においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。	3

②地域精通度

項目	留意事項	様式
過去10年間の山口県内における災害対応業務の実績の有無	a. 指名通知日の10年前の日が属する年度の4月1日から指名通知日までに引き渡しが完了した災害対応業務の実績の有無を評価する。 b. 対象とする災害対応業務は、山口県内を実施場所とする山口県、国土交通省、その他地方公共団体との契約により実施した業務で、災害査定までの間に実施された公共土木施設の災害復旧に係る測量、調査、設計等の業務（緊急性を要する業務に限る）を評価する。なお、災害時の公共土木施設の点検等の初動対応や自主的な災害貢献活動、災害採択後の測量、調査、設計等（一定期間調査・観測を要する地すべり災害等を含む）は評価しない。 c. 実績の確認のため、テクリスの完了登録の内容確認書の写しを添付すること。なお、様式にテクリス登録番号を記載した場合は、テクリスに係る資料の添付を省略できる。ただし、テクリスでは内容が確実に判断できない場合は、発注機関が発行する発注証明や委託契約書の写しを添付することで替えることができる。 d. 提出された資料により、求めた災害対応業務の実績を有していることが確認できる場合に評価するため、災害査定前の緊急性を要する業務であることが確実に判断できる資料（テクリス、発注機関が発行する発注証明、委託契約書の写し等）を添付すること。	4

②地域精通度

項目	留意事項	様式
過去10年間の山口県内における災害対応業務の実績の有無	a. 指名通知日の10年前の日が属する年度の4月1日から指名通知日までに引き渡しが完了した災害対応業務の実績の有無を評価する。 b. 対象とする災害対応業務は、山口県内を実施場所とする山口県、国土交通省、その他地方公共団体との契約により実施した業務で、災害査定までの間に実施された公共土木施設の災害復旧に係る測量、調査、設計等の業務（緊急性を要する業務に限る）を評価する。なお、災害時の公共土木施設の点検等の初動対応や自主的な災害貢献活動、災害採択後の測量、調査、設計等（一定期間調査・観測を要する地すべり災害等を含む）は評価しない。 c. 実績の確認のため、テクリスの竣工登録の内容確認書の写しを添付すること。ただし、テクリスでは内容が確実に判断できない場合は、発注機関が発行する発注証明や委託契約書の写しを添付することで替えることができる。 d. 提出された資料により、求めた災害対応業務の実績を有していることが確認できる場合に評価するため、災害査定前の緊急性を要する業務であることが確実に判断できる資料（テクリス、発注機関が発行する発注証明、委託契約書の写し等）を添付すること。	4

土木関係建設コンサルタント業務の総合評価方式による競争入札について 新旧対照表

新_令和6年4月

旧_令和5年9月

(2) 配置技術者評価

①配置技術者の技術的能力

項目	留意事項	様式
管理(照査)技術者の過去10年間の同種業務の経験の有無	<p>a. 評価対象は、山口県土木建築部、農林水産部及び山口県企業局又は国土交通省中国地方整備局発注の土木関係建設コンサルタント業務のうち、指名通知日の10年前の日が属する年度の4月1日から指名通知日までに引き渡し完了した業務の実績とする。なお、管理技術者は管理技術者又は担当技術者のいずれかの立場で従事した業務を対象とし、照査技術者は照査技術者の立場で従事した業務を対象とする。</p> <p>b. 共同企業体で実施した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わないが、共同企業体の実績は、出資比率20%以上のものを対象とするため、共同企業体協定書の写しを添付すること。ただし、テクリスに登録し、共同企業体の構成員、出資比率が確認できる場合は、テクリスの写しを添付することで替えることができる。</p> <p>c. 実績の確認のため、テクリスの完了登録の内容確認書の写しを添付すること。なお、様式にテクリス登録番号を記載した場合は、テクリスに係る資料の添付を省略できる。ただし、テクリスでは内容が確実に判断できない場合は、発注機関が発行する発注証明や委託契約書の写しを添付することで替えることができる。</p> <p>d. 同種業務の経験として記載した業務の委託期間と従事期間が一致しない(従事期間が短い)場合は、同種業務の経験を有していることが確認できる資料(従事期間を示す資料及び最終工程表等)を添付すること。</p> <p>e. 提出された資料により、求めた同種業務の経験を有していることが確認できる場合に評価する。</p>	5-1 5-2

(3) 実施方針等

項目	留意事項	様式
共通事項	<p>a. 発注者が設計図書(共通仕様書、特記仕様書等を含む)で示す業務目的や設計条件、業務内容等に基づき、適切で確実な履行が行われることを示す当該業務の特徴等を踏まえた提案とすること。なお、発注者が設計図書で示す業務の仕様を超える提案があった場合、その提案は認めるが、それをもって優位な評価は行わない。</p> <p>b. 提出資料はA4版1枚とし、業務の実施方針、実施フロー、工程計画を記載すること。</p> <p>c. 記載された取組方法について、その根拠として、客観的に説明するための資料の提出は認めるが、評価の際は補足資料としてのみに使用する。また、根拠となる個所が不明確な場合は補足資料として取り扱わないため、箇所を明確にすること。提出資料はA4版1枚とし、業務の実施方針、実施フロー、工程計画を記載すること。</p> <p>d. 本文中に提出者(共同企業体の構成員を含む)及び協力を求める学識経験者等を特定することができる内容の記述(具体的な社名・個人名等)を記載しないこと。</p> <p>e. 原則として提出された資料により評価する。</p>	7

(4) 技術提案

項目	留意事項	様式
共通事項	<p>a. 提出資料は、設定したテーマに対する取組方法について具体的に記載された資料A4版1枚とする。なお、記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いて良いが、当該業務のために作成したCGや詳細図面等は認めない。</p> <p>b. 本文中に提出者(共同企業体の構成員を含む)及び協力を求める学識経験者等を特定することができる内容の記述(具体的な社名・個人名等)を記載しないこと。ただし類似実績を明示する場合を除く。</p> <p>c. 原則として提出された資料により評価する。</p>	8
的確性	<p>a. 技術提案のポイントになる事項についての記述において、「必要に応じて・・・」「状況に応じて・・・」などの曖昧な表現などの曖昧な表現は避けること。</p> <p>b. 記載された評価テーマに対する取組方法について、その根拠として、客観的に説明するための資料の提出は認めるが、評価の際は補足資料としてのみに使用する。また、根拠となる個所が不明確な場合は補足資料として取り扱わないため、箇所を明確にすること。</p>	8

(2) 配置技術者評価

①配置技術者の技術的能力

項目	留意事項	様式
管理(照査)技術者の過去10年間の同種業務の経験の有無	<p>a. 評価対象は、山口県土木建築部、農林水産部及び山口県企業局又は国土交通省中国地方整備局発注の土木関係建設コンサルタント業務のうち、指名通知日の10年前の日が属する年度の4月1日から指名通知日までに引き渡し完了した業務の実績とする。なお、管理技術者は管理技術者又は担当技術者のいずれかの立場で従事した業務を対象とし、照査技術者は照査技術者の立場で従事した業務を対象とする。</p> <p>b. 共同企業体で実施した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わないが、共同企業体の実績は、出資比率20%以上のものを対象とするため、共同企業体協定書の写しを添付すること。ただし、テクリスに登録し、共同企業体の構成員、出資比率が確認できる場合は、テクリスの写しを添付することで替えることができる。</p> <p>c. 実績の確認のため、テクリスの竣工登録の内容確認書の写しを添付すること。ただし、テクリスでは内容が確実に判断できない場合は、発注機関が発行する発注証明や委託契約書の写しを添付することで替えることができる。</p> <p>d. 同種業務の経験として記載した業務の委託期間と従事期間が一致しない(従事期間が短い)場合は、同種業務の経験を有していることが確認できる資料(従事期間を示す資料及び最終工程表等)を添付すること。</p> <p>e. 提出された資料により、求めた同種業務の経験を有していることが確認できる場合に評価する。</p>	5-1 5-2

(3) 実施方針等

項目	留意事項	様式
共通事項	<p>a. 提出資料はA4版1枚とし、業務の実施方針、実施フロー、工程計画を記載すること。</p> <p>b. 記載された取組方法について、その根拠として、客観的に説明するための資料の提出は認めるが、評価の際は補足資料としてのみに使用する。また、根拠となる個所が不明確な場合は補足資料として取り扱わないため、箇所を明確にすること。</p> <p>c. 提出者(共同企業体の構成員を含む)及び協力を求める学識経験者等を特定することができる内容の記述(具体的な社名・個人名等)を記載しないこと。</p> <p>d. 原則として提出された資料により評価する。</p>	7

(4) 技術提案

項目	留意事項	様式
共通事項	<p>a. 提出資料は、設定したテーマに対する取組方法について具体的に記載された資料A4版1枚とする。なお、記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いて良いが、当該業務のために作成したCGや詳細図面等は認めない。</p> <p>b. 提出者(共同企業体の構成員を含む)及び協力を求める学識経験者等を特定することができる内容の記述(具体的な社名・個人名等)を記載しないこと。ただし類似実績を明示する場合を除く。</p> <p>c. 原則として提出された資料により評価する。</p>	8
的確性	<p>a. 技術提案のポイントになる事項についての記述において、「必要に応じて・・・」「状況に応じて・・・」などの曖昧な表現などの曖昧な表現は避けること。</p> <p>b. 記載された評価テーマに対する取組方法について、その根拠として、客観的に説明するための資料の提出は認めるが、評価の際は補足資料としてのみに使用する。また、根拠となる個所が不明確な場合は補足資料として取り扱わないため、箇所を明確にすること。</p>	8

土木関係建設コンサルタント業務の総合評価方式による競争入札について 新旧対照表

新_令和6年4月

旧_令和5年9月

<p>実現性</p>	<p>a. 類似実績については、当該業務に係る請負契約書の写し及び当該業務の受注形態、業務概要が確認できる資料又は「業務実績情報システム（TECRIS）」の完了登録業務カルテの受領書及び業務カルテの写し若しくは完了登録の登録内容確認書の写しにより確認するため、確認できる資料を添付すること。</p> <p>b. 記載された類似実績について、その根拠として、客観的に説明するための資料の提出は認めるが、評価の際は補足資料としてのみ使用する。また、根拠となる個所が不明確な場合は補足資料として取り扱わないため、箇所を明確にすること。</p>
------------	--

<p>実現性</p>	<p>a. 類似実績については、当該業務に係る請負契約書の写し及び当該業務の受注形態、業務概要が確認できる資料又は「業務実績情報システム（TECRIS）」の竣工登録業務カルテの受領書及び業務カルテの写し若しくは竣工登録の登録内容確認書の写しにより確認するため、確認できる資料を添付すること。</p> <p>b. 記載された類似実績について、その根拠として、客観的に説明するための資料の提出は認めるが、評価の際は補足資料としてのみ使用する。また、根拠となる個所が不明確な場合は補足資料として取り扱わないため、箇所を明確にすること。</p>
------------	--